

# 印西市立木下小学校

## 「学校いじめ防止基本方針」

### 1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

学校にある児童生徒及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。  
～「しない」「させない」「見逃さない」～

#### (1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの判断については、上記の定義及び「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定、平成29年3月14日改定。）をもとに判断するものとする。なお、留意点として児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることをとする。

#### (2) 基本理念

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（法第3条第1項～第3項「基本理念」）

本校においても、いじめは、「どの子供にもおこりうるもの」であり、「多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する」（国基本方針）という視点にたち、児童等が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめ防止に向けて取り組んでいく。

特に本校では、全ての児童が「いじめをしないこと」、「させないこと」、「見逃さないこと」により、自他の生命を尊重することを目指し、いじめ防止のための対策を行う。

## 2 学校及び学校職員の責務

- |  |
|--|
| <p>(1) 学校は、当該学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定める。</p> <p>(2) 学校は、関係者（当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する知識を有するもの）により構成されるいじめ防止のための組織を置く。</p> <p style="text-align: right;">（「いじめ防止対策推進法」第13条、第22条より）</p> |
|--|

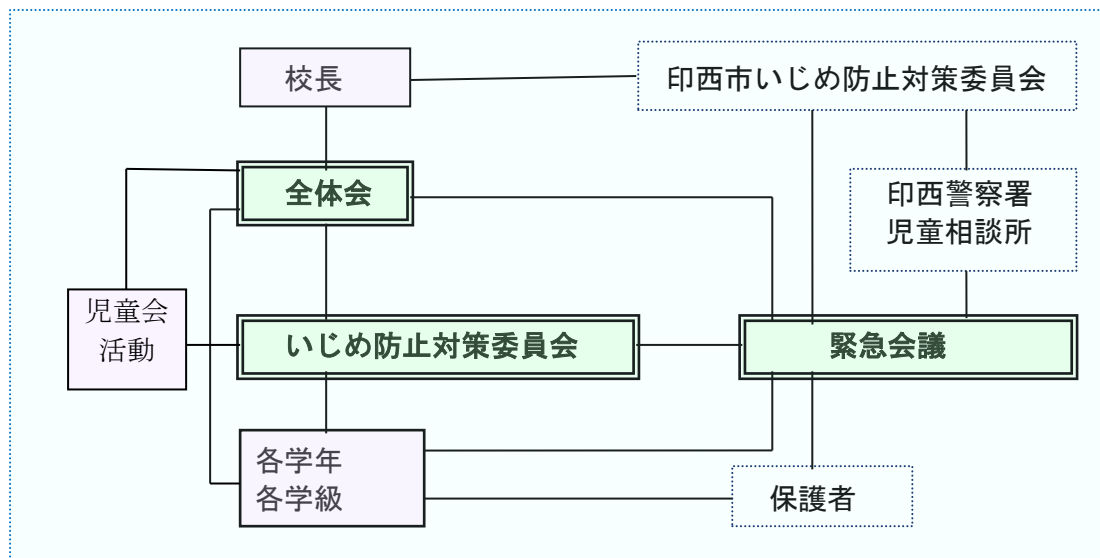
### (1) 基本方針の重点

- |   |
|---|
| <p>①いじめの防止</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境醸成に努める。</li><li>・児童の自己有用感を高め自尊感情を育むような、「わかりやすい授業」や「充実感のある教育活動」の実現に努めるとともに、いじめの背景にあるストレスや環境にも配慮する。</li></ul> <p>②早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校全体で早い段階からのいじめの認知に努める。</li></ul> <p>③適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめ発見の際には、事情聴取・情報収集を迅速・適切に行い、組織で対応する。</li><li>・保護者への情報提供・情報交換・助言等の連携・協力を密に行う。</li><li>・市教委等関係機関と連携を図りながら、いじめの防止や解消に努める。</li></ul> <p>⑥重大事態を想定した対応策を作成し、再発防止に努める。</p> |
|---|

### 3 いじめ防止の組織

学校に、「いじめ防止対策委員会」「全体会」「緊急会議」等の組織を置き、機能的・有機的に対応する。

【組織図】



#### (1) 「全体会」 < 全教職員が参加 >

##### ①基本方針の策定

②いじめ防止に関すること（基本方針の年間計画作成・研修の実施等）

③いじめの早期発見に関すること（いじめ相談通報窓口の設定・情報収集・情報交換等）

④いじめ事案に対する対応に関すること（対応方針の決定等）

⑤いじめの影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること（児童会活動の支援・行事の実施等）

⑥保護者・関係機関との連携

#### (2) 「いじめ防止対策委員会」 < 委員会の構成員 >

いじめ防止対策のための中心的な役割を担う。

日常的な業務についての協議を定期的に行う。

#### (3) 「緊急会議」 < 重大事態発生時に、必要に応じて全教職員、

保護者代表、所轄警察、学校医、印西市教育委員会指導主事等 >

重大事案の発生時に事案の解決に努める。（緊急対応の決定等）

### 4 中心組織の役割について

#### (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止対策のための中心組織「いじめ防止対策委員会」を設置し、防止対策を機動的・効果的に行う。

##### 【委員会の構成員】

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター・養護教諭、学校区スクールカウンセラー（必要時に要請）

## (2) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容

定期的に協議する内容

- ① いじめ防止に関すること（年間計画の進捗状況の把握・検証作業の推進等）
- ② いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有  
（アンケート調査内容の検討、教育相談計画、情報交換・収集等）
- ③ いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録  
（事実関係聴取、対応の具体的手順・検討・決定　いつ・だれが・だれと・だれに・どのように・・・）
- ④ 教職員に関する「いじめ防止対策」研修の企画
- ⑤ 保護者・関係機関との連携
- ⑥ いじめ防止の取組に対する評価

## (3) 「いじめ防止対策委員会」の開催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

## 5 基本的施策

### (1) いじめを未然に防止する

#### ① 学校の重点目標

学校の重点目標の一つにいじめ防止の事項を掲げ、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことに組織的に取り組む。

#### ② 心の教育の充実

- ・児童の豊かな情操と道徳心、心の通う「対人交流能力」の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育・人権教育・特別支援教育の充実を図る。
- ・体験活動、情報モラル教育、印西市教育委員会作成パンフレットを活用した授業等の教育活動の充実を図る。
- ・「いのちを大切に作るキャンペーン」、いじめ撲滅等のキャンペーンの充実を図る。
- ・ソーシャルスキルトレーニング等の充実や「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等の活用を図る。

#### ③ 人権的言語環境の整備と自己有用感を高める授業・活動

- ・児童や教職員自らの人権的言語環境を整備し、言語環境を起因としたいじめの発生を防ぐ。（例）差別的発言、児童を傷つける発言
- ・児童の自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」の実現に努める。

#### ④ 行事、児童会活動等を通じた児童への指導

- ・児童によるいじめ防止に関する児童会活動の支援を積極的に行い、児童による自発的ないじめ防止の意識を高める。
- ・いじめ防止キャンペーン、いのちを大切に作るキャンペーン、人権標語作成および展示等で、児童への指導を継続的に行う。

#### ⑤ 保護者や地域との連携

- ・保護者や地域住民、関係団体との連携を図り、いじめに関する児童の実態を把握する。（特にインターネットの利用状況やインターネット上での他社との関わりについては、保護者と情報交換をする。）
- ・道徳やいじめ防止を題材とした授業の公開を、ホームページ・文書等でお知らせし、いじめ防止に関する保護者や地域住民の理解を深めるための活動を継

続的に行う。

- ⑧ 発達障害を含む障害のある児童や性同一性障害、外国人の児童、感染症関連によるいじめの防止について、適切な指導及び必要な支援をする。

## (2) いじめを早期に発見する

### ① いじめの調査等

いじめを早期発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。

- ・ 児童対象のいじめアンケート調査 定期的
- ・ 保護者対象のいじめアンケート調査 定期的
- ・ 教育相談を通じた学級担任等による児童生徒からの聞き取り調査  
年2回

### ② いじめ相談体制の整備

児童及び家庭、地域住民が随時、いじめに関する相談を行うことができるように、次のような相談体制の整備を行う。

- ・ 学校区スクールカウンセラーとの連携
- ・ 各種相談機関の情報提供  
印西市教育センターのこども相談室【47-7830】  
文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル【0120-0-78310】
- ・ 相談ポストの設置と周知

### ③ 研修等による教職員の資質向上

- ・ いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。
- ・ 児童の全ての教育活動において人間関係や児童の心情を把握するために、組織体制を整える。

## (3) いじめへの対応

### いじめ情報のキャッチ

- ・ 速やかに管理職に報告し、「いじめ防止対策委員会」を招集し、対応の方針を決定する。(組織的対応)
- ・ いじめられた児童を徹底して守る。
- ・ 見守る体制を整備する。

### 正確な実態把握

- ・ 当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。(複数で対応)
- ・ 保護者からの情報を得る。
- ・ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握して、共通認識を持つ。
- ・ いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し、記録する。

### 指導体制、方針決定

- ・ 「いじめ防止対策委員会」にて指導のねらい・方針を明確にする。
- ・ 全ての教職員の共通理解を図る。
- ・ 対応する教職員の役割分担を決める。
- ・ 教育委員会、関係機関との連携を図る。

### 児童への指導・支援

- ・ いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・ いじめた児童に、相手の苦しみや痛みに関心を寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」意識をもたせるとともに、いじめの背景についても考慮する。  
また、観衆や傍観者となった児童にも「いじめは決して許されない行為である」意識をもたせる。

### 保護者との連携

- ・ いじめられた側の保護者と直接会って、状況説明、今後の具体的な方針と対策を伝える。
- ・ いじめた側の保護者への説明、助言を行う。
- ・ 今後の学校との連携方法を話し合う。

### 今後の対応

- ・ 継続的に指導や支援を行う。
- ・ 明日からの「居場所づくり」「絆づくり」の環境設定を行う。
- ・ スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・ 道徳教育や人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

### いじめの解消

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、国基本方針において定められているものに準ずる。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

#### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

## いじめ発見時の緊急対応

### 発見教職員等がいじめをやめさせる

- ・いじめを発見等した教員はその時に、その場でいじめをやめさせる等、適切な指導を行う。

### 情報収集

- ・事情聴取をする。
- ・いじめに関わる情報を収集する。

### 管理職への報告

- ・いじめ（いじめに関わる相談を受けた場合）は、速やかに管理職に報告する。
- ・複数の教員での素早く、正確な事実関係の把握をし、対応する。

## (4) 関係機関との連携

### ① 印西市教育委員会との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、教育相談体制の充実が必要ないじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西市教育委員会と連携して対処する。

### ② 印西警察署・北総地区少年センターとの連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西警察署等と連携して対処する。

### ③ 児童相談所等との連携

家庭環境に起因するいじめ事案については、子育て支援課・児童相談所等と連携して対処する。

### ④ その他

その他、必要に応じて相談機関、保健機関、福祉機関、医療機関等と連携をとる。

## 6 インターネットを通じて行われるいじめの対応

インターネットの高度の流通性、拡散性、匿名性等の特性を踏まえ、児童及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるようにする。

### (1) ネットいじめに関する教職員研修の充実印西市教育委員会との連携

### (2) 児童への情報モラル教育を年間計画に盛り込み、計画的に実施する。

※印西市教育センターによる「ネットリテラシーコンテンツ授業」の利用

### (3) 保護者への啓発活動として、PTA活動や家庭教育学級における情報モラル研修会の開催

### (4) インターネットを使ったいじめは発見しにくく、学校の対応のみでは状況の把握も難しいことから、「ネットいじめ（サイバーいじめ）」発生時には関係児童生徒の保護者と積極的に情報を共有し、連携して問題解決にあたる。



## 7 重大事案（市長に報告するもの）の対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

### (1) 印西市教育委員会への報告と連携

重大な事態が発生した旨を、印西市教育委員会（「いじめ防止対策委員会」）に速やかに報告する。

### (2) 組織の設置と関係機関との連携

印西市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「緊急会議」を設置し、対応する。

必要に応じて印西警察署等へ報告する。

### (3) 再調査

「緊急会議」の組織を中心として、事実関係を明確にするための再調査を実施する。

### (4) 適切な情報の提供

いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### (5) 調査結果を設置者（→市長）に報告

児童や保護者の所見を希望により、添える。

### (6) 調査結果を踏まえた必要な対応・措置

### (7) 報道機関への対応

必要に応じて、窓口の決定、市教育委員会への連絡、取材の日時・場所・担当・内容の決定等を行う。

## 8 基本方針及び学校評価の結果の公表

学校の重点目標の一つに掲げたいじめ防止対策について、学校評価の項目に入れる。いじめの実態把握、隠蔽防止、適切な措置を行うため、適正に評価し、措置の改善を図る。

- |                             |
|-----------------------------|
| (1) いじめの防止・早期発見に関する取組に関すること |
| (2) いじめに対する措置・対応に関すること      |

適正な評価のために、「学校いじめ防止対策基本方針」（全体または概要）及び学校評価の結果は、保護者への便りやホームページ等で公表する。



## 令和6年度 いじめ防止等に関する年間計画

	学 校	学 年	保護者・地域・関係機関
4月	いじめ防止対策委員会 人権教育 いじめ防止対策職員研修	感染症関連によるいじめ 防止指導（通年継続） 道徳授業（人権教育）全学 年 （通年継続）	学校いじめ防止基本方針を 保護者・地域に知らせる。（学 校便り・ホームページ等）
5月	いじめ防止対策委員会	人権教室3年	
6月	教育相談月間 いじめ防止対策委員会		家庭教育学級 ※年間7回程度実施
7月	いじめ防止対策委員会		個人面談で学校の状況を説 明する。
8月	いじめに関する職員研修 （予定） 人権教育研修（予定）		
9月	いじめ防止対策委員会 人権教育		
10月	いじめ防止対策委員会		
11月	教育相談月間 いじめ防止対策委員会		
12月	いじめ防止対策委員会 人権教育	人権「友達の良いところ」 作成と展示1～6年 SNS ネットリテラシー講座 5年 （予定）	保護者会・ホームページ等で 学校の状況を説明する。
1月	いじめ防止対策委員会	SNS ネットリテラシー講座 5年 （予定）	
2月	いじめ防止対策委員会		
3月	いじめ防止対策委員会 人権教育		保護者会で学校の状況を説 明する。

※児童対象いじめアンケート調査、保護者対象のいじめアンケート調査は定期的実施。